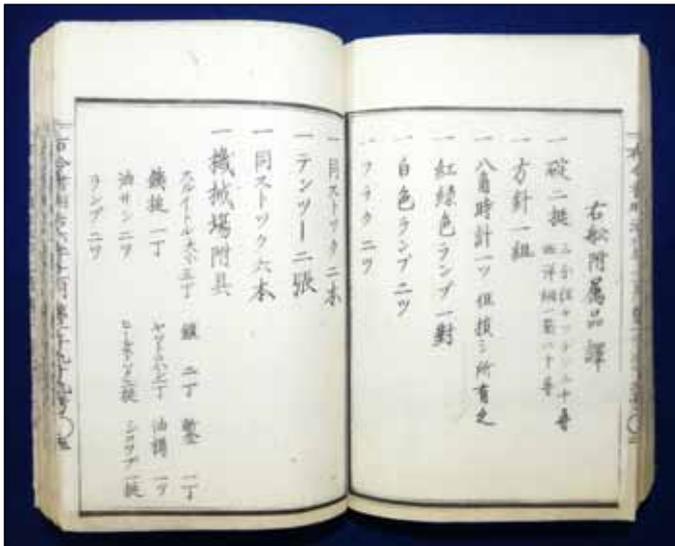


「汽船と湖上交通」

平成 22 年 6 月 14 日～7 月 9 日



「一番丸払下げにつき入札の件達」

明治 6 年 (1873 年)

琵琶湖に初めて汽船(蒸気船)が就航したのは明治 2 年(1869 年)のことである。この最初の汽船は加賀の大聖寺藩が造築したもので、「一番丸」と命名された。

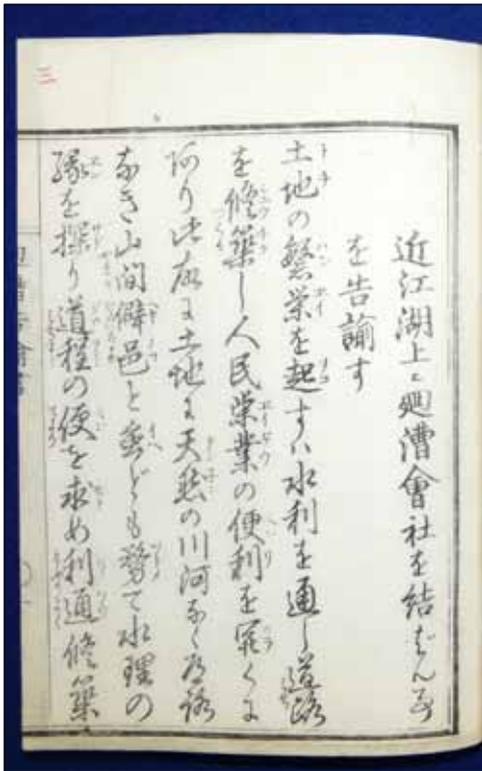
文書は明治 6 年に一番丸の払い下げのために入札希望者を募るもので、汽船の付属品が書き出されている。



「汽船増船の儀につき回答」

明治 2 年 (1869 年)

一番丸の人気をうけて、すぐさま 2 隻目の汽船の建造が計画された。一方で琵琶湖沿岸の和船問屋や漁業者からは営業被害を危惧する反対意見が出ていた。しかし民部省は、「小船稼」に差し障りがあるろうとも、いまは「開化」のときであるからと増船を認める決定を下している。



「湖上回漕会社結社につき告諭」

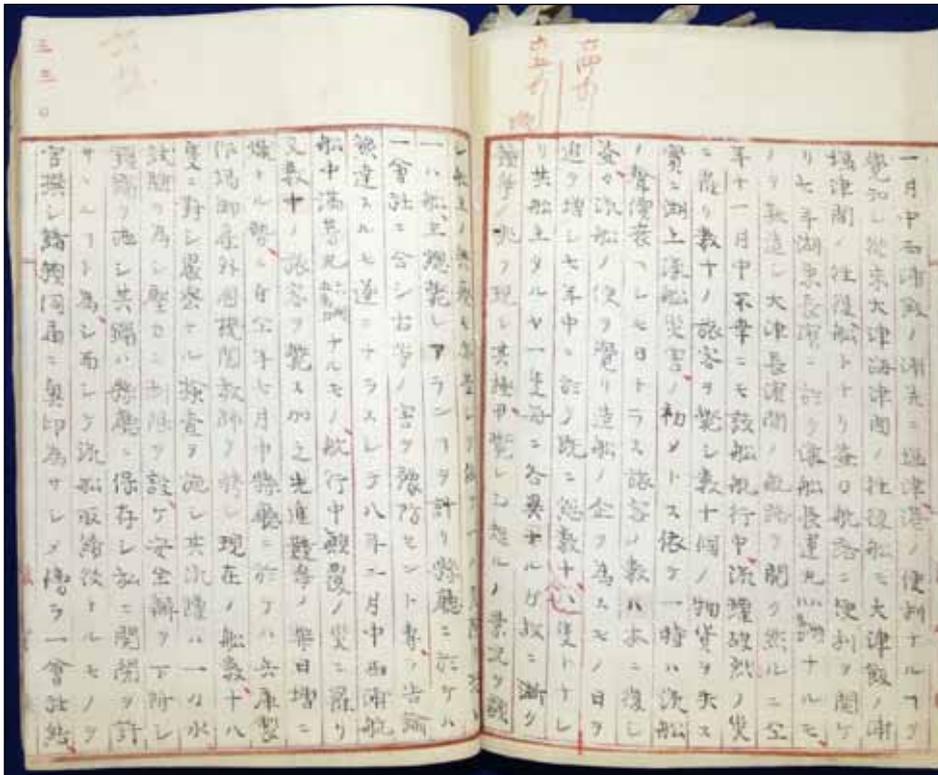
明治5年(1872年)

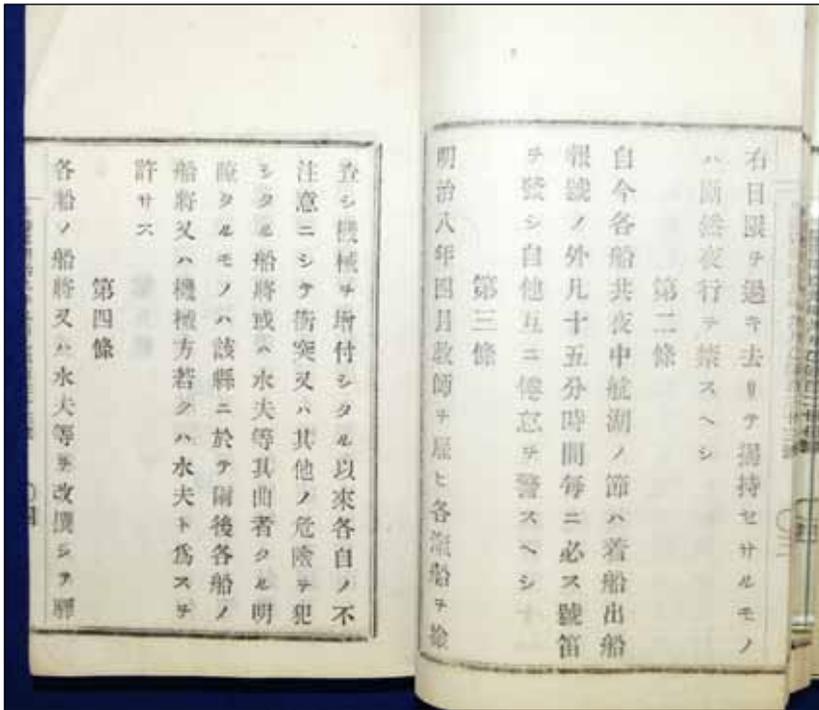
県は湖上運輸の発展を推奨する告諭を発した。告諭では、「土地の繁栄」のためには、「湖上に廻漕会社を結び、諸浜に蒸気船を増加し」「諸物産を運輸する等大に便利自由を開」く必要があると述べている。

「湖上汽船沿革及現時の実況」

(作成年未詳)

明治7年(1874年)11月、初めて汽船による事故が起こった。大津 - 長浜間を就航していた長運丸が、汽罐(ボイラー)破裂のために沈没したのである。増加した汽船の「船主たるや一隻毎に各異なるが故に漸く競争の兆を現し」とあり、事故発生当時、各船による競争が始まっていたことが窺える。

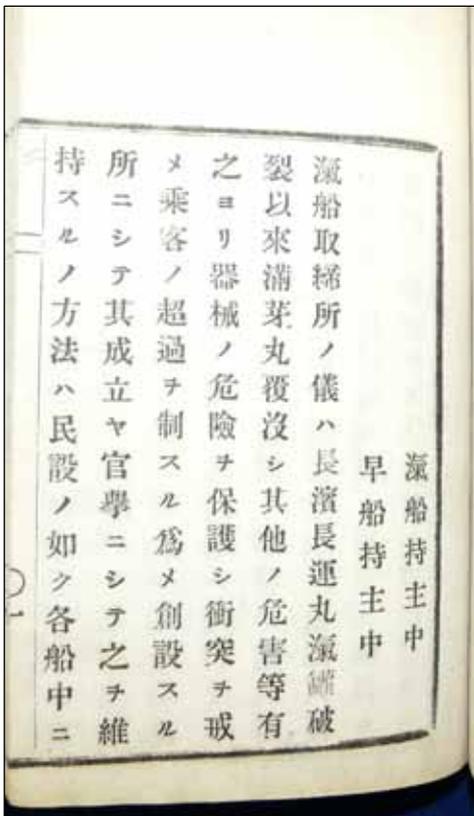




「汽船取締副則」

明治9年(1876年)

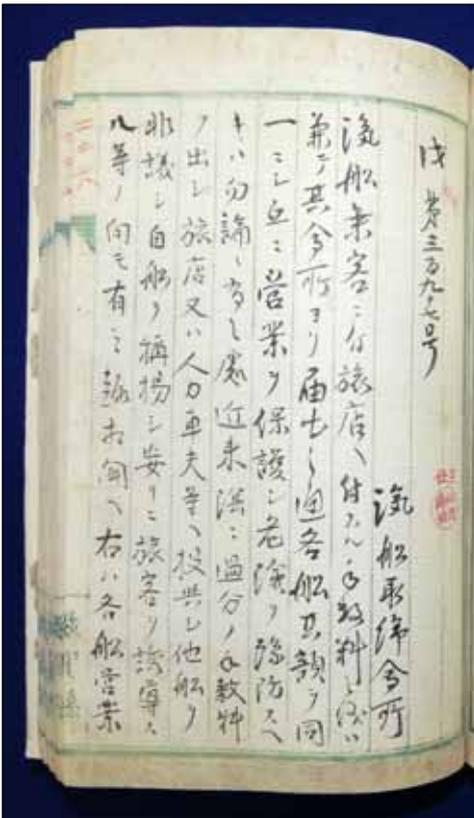
汽船による事故が発生したことをうけて、県は汽船営業の取締りのために規則を通達し、危険の防止に努めた。文書は県が通達した取締規則の副則。全5か条からなり、夜中に就航する場合は15分ごとに号笛を鳴らすことなどが定められている。



「汽船取締会所組織改正」

明治11年(1878年)

明治9年(1876年) 汽船の検査や運行を管理するために、汽船取締会所が設立された。文書は汽船取締会所の組織改正を行った際のものである。冒頭には、会所創立の目的は「器械の危険を保護し、衝突を戒め、乗客の超過を制する為め」と記されている。



「乗客の過剰誘導取締につき達」

明治 11 年 (1878 年)

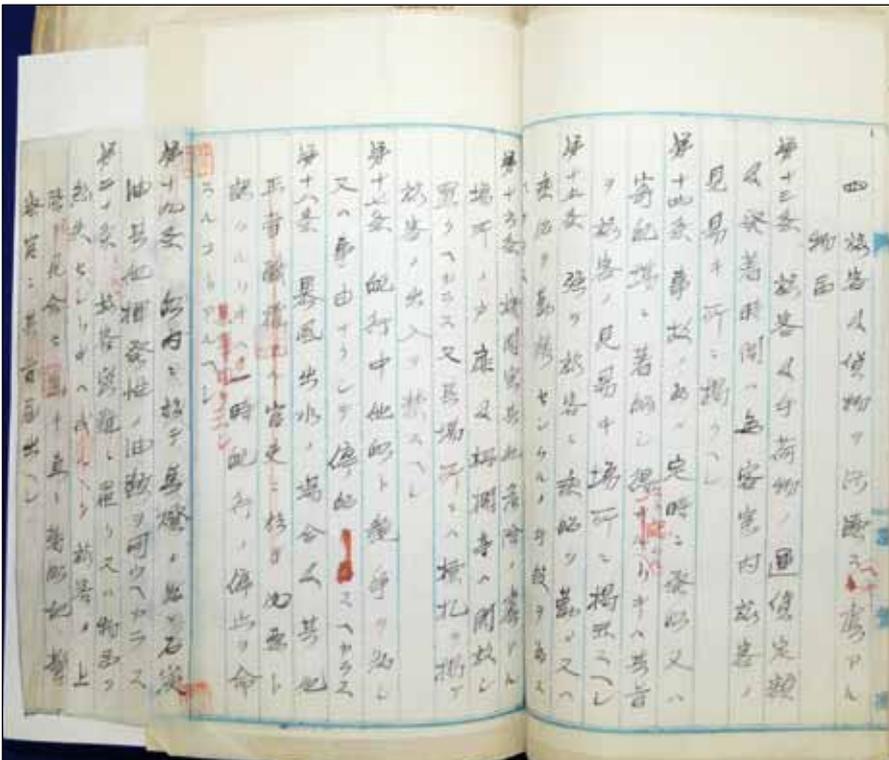
本来、旅店 (旅館) への手数料は各船同額と定められているところ、「陰に過分の手数料を出し旅店又は人力車夫等へ投与し、他船を非議し自船を称揚し^{みだ}妄りに旅客を誘導する等の向」もあるとして、嚴重に取締まるよう汽船取締会所へ県が通達している。競争を抑制することも汽船事故防止のための対策のひとつであった。

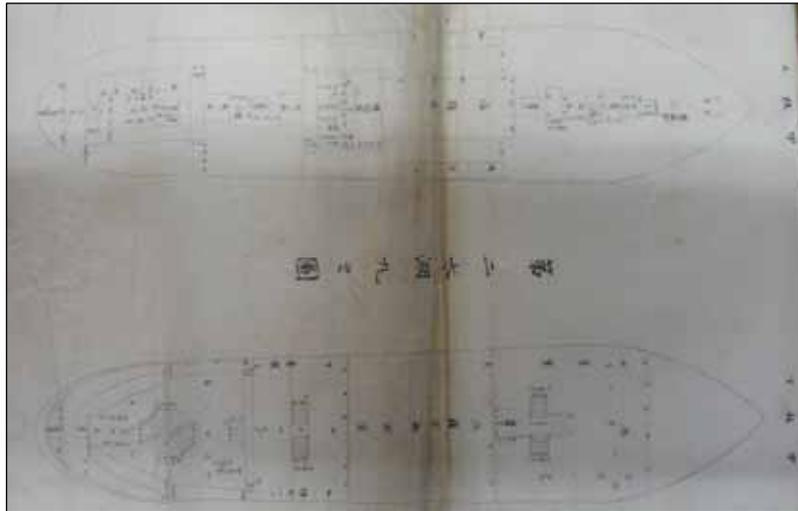
称揚：褒め称えること

「汽船営業取締規則」

明治 30 年 (1897 年)

明治 30 年、改正時の「汽船営業取締規則」全 28 条のうちの一部。運賃や発着時刻は旅客の見やすい所に掲示すること (第 13 条) 船内で点灯のために石炭・油などを用いてはいけない (第 19 条) などの規則が定められている。

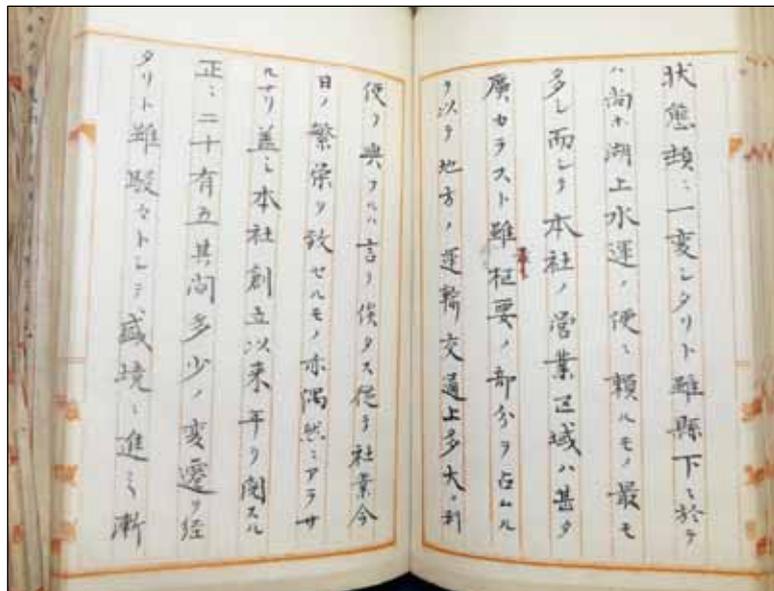




「第二太湖丸の図」

明治 19 年 (1886 年)

明治 13 年 (1880 年) に京都 - 大津間の鉄道が開通すると、大津と長浜を繋ぐ鉄道連絡船が必要とされた。そこで、明治 15 年 (1882 年)、複数の船主が発起人となって、太湖汽船会社が設立された。明治 22 年 (1889 年) に東海道線が全通するまでのあいだ、太湖汽船会社は鉄道の代用として、鉄道連絡線を運行した。図は太湖汽船会社が所有していた鋼鉄製の汽船。明治 16 年 (1883 年) に就航した。



「湖南汽船株式会社事務所改築落成式祝辞」

明治 40 年 (1907 年)

湖南汽船株式会社は、大津・唐崎・坂本・雄琴など、湖南地域に航路をとった汽船会社である。文書は事務所改築落成式での知事の祝辞案。鉄道が開通した後も、県下の運輸交通には湖上水運が盛んに利用されていることが述べられている。